

## ↳ 簡易課税における事業の区分

**Q** : 当社は、複数の事業をしております。消費税の簡易課税を選択しようと思うのですが、事業の区分はどのようにして行えばいいのでしょうか？

**A** : 事業を区分する方法としては、次のような方法があります。

### 【解説】

消費税の簡易課税は、事業の種類によってみなし仕入率が違いますから、事業が複数ある場合には、それぞれの事業に係る課税売上高を区分しなければなりません。

事業を区分する方法としては、たとえば次のような方法があります。

- ① 帳簿等に事業の種類を記載する方法
- ② 納品書、請求書、売上傳票の控え等に事業の種類を記載(記号等による表示であっても事業の種類が判明するものであればOK)し、かつ、その区分された事業の種類ごとの課税売上高を集計した記録を保存する方法
- ③ レジペーパーに販売商品等の品番等が印字されるものについては、その印字により区分し、かつ、その区分された事業の種類ごとに課税売上高を集計した記録を保存する方法
- ④ 事業場ごとに一種類の事業のみを行っている事業者については、その事業場ごとの課税売上高を集計する方法

2つの事業を行っている場合で、一の事業の課税売上高が明確に区分されているときは、差額を他の課税売上高とすることができます。

